

令和2年12月第10回互理町議会定例会会議録（第1号）

○ 令和2年12月4日第10回互理町議会定例会は、互理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	小野 一雄	2 番	鈴木 邦彦
3 番	高野 進	4 番	結城 喜和
5 番	安藤 美重子	6 番	大槻 和弘
7 番	鈴木 秀一	8 番	小野 明子
9 番	佐藤 邦彦	10番	木村 満
11番	森 義洋	12番	渡邊 健一
13番	澤井 俊一	14番	佐藤 正司
15番	鈴木 高行	16番	熊田 芳子
17番	鈴木 邦昭	18番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	牛 坂 昌 浩	企 画 課 長	齋 義 弘
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐々木 厚
町 民 生 活 課 長	岡 崎 詳 子	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ども 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 課 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	牛 坂 昌 浩	代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	庶 務 班 長	佐 藤 貴
主 事	片 岡 工		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 提出議案の説明

午前10時00分 開会

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより令和2年12月第10回亙理町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、15番 鈴木高行議員、16番 熊田芳子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（佐藤 實君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、別紙会期日程表のとおり、本日から12月11日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月11日までの8日間に決定いたしました。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、条例案5件、補正予算案6件、農業委員の任命ほか25件、合計37件の議案、報告3件が提出されております。

第3、一般質問についてであります。一般質問の通告を7名から受理しております。

第4、請願・陳情等についてであります。陳情等5件を受理しております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第5、議員派遣の件について、会議規則第126条第1項ただし書の規定により、お手元に配付のとおり議長において決定しましたので、報告いたします。

また、今期定例会前に派遣を決定しておりました議員から、お手元に配付のとおり議員派遣結果報告書1件が提出されておりますので、報告いたします。

第6、監査委員から例月出納検査結果報告書及び財政援助団体等監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第7、閉会中の「議会及び議長の動向」について、別紙お手元に配付のとおり報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

### 日程第3 提出議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 山田 周 伸 君 登壇〕

町長（山田周伸君） おはようございます。

それでは、私のほうから令和2年第10回互理町議会定例会の提出議案の説明をさせていただきます。

本日、第10回亙理町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案37件及び報告3件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

それでは、各案件について、その概要を説明申し上げます。

議案第81号「亙理町コワーキングスペースの設置条例」につきましては、情報通信技術の活用により、遠隔での就労や修学環境の整備並びに新たな企業支援等、地域経済の活性化を図るためのコワーキングスペースを本町の情報発信基地である悠里館に設置することに伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、設置及び管理等に関し必要な事項を定めるため、新たな条例を制定するものであります。

議案第82号「亙理町公共施設整備基金条例」につきましては、役場庁舎の完成により目的を達成した亙理町庁舎建設基金を廃止し、今後の公共施設全般の整備を見据えた基金を新たに設置するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき条例を制定するものであります。

また、新たな基金の設置に伴い、目的が重複する亙理町立学校整備基金につきましては併せて廃止するものであります。

議案第83号「亙理町議会議員及び亙理町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布されたことに伴い、亙理町議会議員及び亙理町長の選挙において、選挙運動に使用する自動車、ビラ及びポスターの公費負担に関し必要な事項を定めるため、新たな条例を制定するものであります。

議案第84号「亙理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得の算定方法の改正及び18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を対象とした均等割減免を実施するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第85号「亙理町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和2年9月16日に公布されたことに伴い、文書の整理

等の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第86号「損害賠償の額の決定及び和解について」につきましては、平成31年1月23日、町道浜道戦において上水道の漏水に起因する路面凍結により発生した事故について、関係者との損害賠償額を定め、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により議決を求めるものであります。

議案第87号「字の区域を新たに画することについて」につきましては、平成30年度から施工してまいりました県営土地改良事業（区画整理事業）高屋・鳥屋崎地区が、令和3年度で換地処分を行い、事業が完了する運びとなっております。この換地処分を行うことに伴い、圃場整備施工区域内の字名を変更する必要が生じたため、「高屋・鳥屋崎地区字界変更検討委員会」を設置し、検討してまいりましたが、その結果がまとまりましたので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第88号及び議案第89号の「公の施設における指定管理者の指定について」につきましては、平成30年4月1日から令和3年3月31日まで社会福祉法人亘理町社会福祉協議会に「亘理町ほのぼの園」及び「亘理町ゆうゆう作業所」の各施設の指定管理者の指定を行っていましたが、これまでの実績を踏まえ、引き続き令和3年4月1日から令和6年3月31日まで地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第90号「公の施設における指定管理者の指定について」につきましては、平成30年4月1日から令和3年3月31日まで下郡区に「逢隈駅東自転車等駐車場」の指定管理者の指定を行っていましたが、これまでの実績を踏まえ、引き続き令和3年4月1日から令和6年3月31日まで地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第91号「公の施設における指定管理者の指定について」につきましては、平成30年4月1日から令和3年3月31日まで浜吉田西区に「浜吉田駅西自転車等駐車場」の指定管理者の指定を行っていましたが、これまでの実績を踏まえ、引き続き令和3年4月1日から令和6年3月31日まで地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うため、同条第6項の規定により議会の議

決を求めるものであります。

議案第92号から議案第95号までの「公の施設における指定管理者の指定について」につきましては、平成30年4月1日から令和3年3月31日まで公益社団法人亶理町シルバー人材センターにそれぞれ「亶理駅西自転車等駐車場」及び「亶理駅東自転車等駐車場」並びに「亶理駅東駐車場南側及び北側」の4施設につきまして指定管理者の指定を行っていましたが、これまでの実績を踏まえ、引き続き令和3年4月1日から令和6年3月31日まで地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第96号「公の施設における指定管理者の指定について」につきましては、平成30年4月1日から令和3年3月31日まで宮城県漁業協同組合に「亶理町荒浜漁港フィッシャリーナ」の指定管理者の指定を行っていましたが、これまでの実績を踏まえ、引き続き令和3年4月1日から令和6年3月31日まで地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、予算関係議案についてご説明を申し上げます。

議案第97号「令和2年度亶理町一般会計補正予算（第6号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,254万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187億543万1,000円とするものであります。

初めに、今回の補正につきましては、歳出の各款にわたり職員人件費の補正を行っておりますが、これは4月以降の人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等によるものであります。

それでは、歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

2款総務費につきましては、一般管理経費において平成31年1月に発生した水道管漏水が原因となった事故に係る人身傷害等の賠償金として551万1,000円を追加補正するものであります。

次に、企画事務経費におきましては、JR東日本による亶理駅の東側改札口設置に伴い、エレベーター等バリアフリー設備を設置するための設計業務委託料として900万円を追加補正するとともに、業務が次年度までかかることから、令和3年度分の債務負担行為を設定するものであります。

続いて、ふるさと納税推進事業費におきましては、返礼品の充実等により順調に寄附金額が増加していることから、ふるさと納税支援サービス業務委託料として8,631万1,000円を追加補正するものであります。

次に、公共施設整備基金費におきましては、新たに設置する亘理町公共施設整備基金の積立金として3億2,915万4,000円を追加補正するものであります。

以上が総務費の主なものであります。

3款民生費につきましては、障害者福祉費において、利用者の増加や障害福祉サービス費報酬の改定などから扶助費5,137万円を追加補正するとともに、令和元年度分の障害福祉サービス費等負担金の確定に伴う国・県への返還金として212万2,000円を追加補正するものであります。

次に、障害児福祉事業経費におきましては、新規利用者の増加などにより扶助費599万8,000円を追加補正するとともに、令和元年度分の障害児入所給付費等負担金の確定に伴う国・県への返還金として345万2,000円を追加補正するものであります。

続いて、児童福祉施設関連経費におきましては、国の補助事業を活用し、新型コロナウイルス感染症対策を講じる際に必要となる経費等について計上するものであり、それぞれの施設に係る経費を合わせて1,022万1,000円を追加補正するものであります。

次に、災害救助経費におきましては、災害救助資金貸付金の償還金として417万2,000円を追加補正するものであり、以上が民生費の主なものであります。

4款衛生費につきましては、予防事業経費において受診者数の減少に伴う医療報酬の減少により町の負担額が増加することから、平日夜間初期救急診療事業負担金197万4,000円を追加補正するほか、新型コロナウイルス感染症患者の早期発見及び感染拡大防止を目的として、亘理郡内に設置される地域外来検査センターに係る負担金として150万7,000円を追加補正するものであります。

次に、予防接種経費におきましては、現在、世界各国で開発が進められている新型コロナウイルス感染症のワクチンについて、早ければ年度内に接種が開始されることが想定されることから、そのクーポン券配布やシステム改修等に係る経費として527万2,000円を追加補正するものであります。

以上が衛生費の主なものであります。



6款農林水産業費につきましては、農業復興地域還元事業費において、新規就農者の農業用設備整備に係る補助金として100万円を追加補正するものであります。次に、県営農地整備事業費におきましては、大規模な圃場整備事業における補完工事や県営太陽光発電施設の外構工事等の事業費が増額となることから、農山漁村地域復興基盤総合整備事業負担金及び農村地域復興再生基盤総合整備事業負担金を合わせて3,027万7,000円を追加補正するものであります。

以上が農林水産業費の主なものであります。

7款商工費につきましては、商工振興事務経費において、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、町内事業者への中小企業振興資金の融資枠を拡大していることから、その利子補給金、保証料補給金及び金融機関への融資預託金が不足する見込みであるため、合わせて2,331万4,000円を追加補正するものであります。

次に、観光振興経費におきましては、亘理町観光協会が荒浜海水浴場利用者のために足洗い場を設置する経費に対して補助金200万円を追加補正するほか、わたり温泉鳥の海の設備整備に係る繰出金として303万7,000円を追加補正するものであります。

以上が商工費の主なものであります。

8款土木費につきましては、社会資本整備総合交付金事業費におきまして、工事内容の変更により曾根下橋の補修工事費550万円を追加補正するほか、河川整備事業費におきましては、兎沢の法面保護工事に係る用地測量業務委託料として320万円を追加補正するものであります。

以上が土木費の主なものになります。

10款教育費につきましては、委員会事務経費において、亘理町教育環境整備検討委員会における「望ましい教育環境の在り方」に関するアンケート調査等に要する経費及び亘理町いじめ問題対策専門臨時委員会における報告書作成に要する経費など、合わせて203万1,000円を追加補正するものであります。

次に、中学校施設管理経費におきましては、学校における消火栓ホース更新経費及び手洗い、換気等の新型コロナウイルス感染症対策の実施により不足が見込まれる燃料光熱水費の増額などを合わせて433万4,000円を追加補正するものであります。

以上が教育費の主なものであります。

次に、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

10款地方交付税につきましては、歳出における県営農地整備事業の財源として震災復興特別交付金3,027万7,000円を追加補正するものであります。

14款国庫支出金につきましては、国庫負担金において事業費の増額に係る障害児施設給付費負担金及び障害福祉サービス等負担金として合わせて2,868万4,000円を追加補正するほか、国庫補助金におきましては社会資本整備総合交付金222万5,000円を追加補正するものが主なものであります。

15款県支出金につきましては、県負担金において国庫負担金と同様に障害児施設給付費負担金及び障害福祉サービス等負担金を合わせて1,434万1,000円を追加補正するものであります。県補助金におきましては、児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策事業の財源として、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金983万1,000円を追加補正するほか、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金として527万2,000円を追加補正するものであります。

以上が県支出金の主なものであります。

17款寄附金につきましては、一般寄附金において荒浜海水浴場における足洗い場整備の目的でアサヒグループホールディングス株式会社様よりご寄附を頂戴したことから200万円を追加補正するものであります。度重なるご厚意に対し、衷心より御礼を申し上げます。ふるさと納税寄附金につきましては、現在の寄附状況により増額が見込めることから、8,631万1,000円を追加補正するものであります。

18款繰入金につきましては、基金廃止に伴い学校施設整備基金繰入金及び庁舎建設基金繰入金を合わせて3億2,915万4,000円を追加補正するほか、わたり温泉島の海設備整備に係る財源として観光施設整備基金繰入金303万7,000円を、新規就農者育成支援事業に係る財源として農業復興地域還元事業基金繰入金100万円をそれぞれ追加補正するものであります。また、今回の補正の調整財源として財政調整基金繰入金2,420万8,000円を追加補正するものであります。

20款諸収入につきましては、貸付金元利収入において中小企業復興資金融資預託金元金収入1,000万円を追加補正するものであります。雑入におきましては、全国町村会総合賠償補償金551万円を追加補正するほか、令和元年度分の後期高齢者医療広域連合医療給付費負担金の精算に伴う返還金として1,113万2,000円を追加補正するものであります。

以上が諸収入の主なものであります。

21款町債につきましては、橋梁補修事業の財源として、町道新設改良事業債90万円を追加補正するものであります。

第2表債務負担行為の追加につきましては、歳出でも説明いたしましたが、JR 亘理駅バリアフリー設備整備設計業務委託につきまして、令和3年度における限度額を設定するもののほか、各種指定管理業務委託について令和2年度から令和5年度までの限度額を設定するものであります。

第3表地方債の変更につきましては、道路整備事業債の借入限度額を1億1,360万円から1億1,450万円に変更するものであります。

議案第98号「令和2年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ386万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億860万6,000円とするものであります。

歳出につきましては、1款一般管理費において、人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等により、職員人件費861万6,000円を減額補正するほか、賦課徴収費におきましては、税制改正及び子供の均等割減免に伴う国民健康保険税システムの改修費等として総額322万6,000円を追加補正するものであります。

次に、9款諸支出金におきましては、令和元年度分の特定健康診査等負担金等の返還金と合わせて143万8,000円を追加補正するものであり、以上が歳出の主なものであります。

歳入につきましては、4款県支出金において税制改正に伴うシステム改修費の財源として、特別調整交付金121万円を追加補正するほか、6款繰入金におきましては、一般会計繰入金及び財政調整基金繰入金を合わせて934万5,000円を減額補正するものであります。

また、8款諸収入におきましては、現在の実績に基づき、一般被保険者第三者納付金400万円を追加補正するものであり、以上が歳入の主なものであります。

議案第99号「令和2年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,389万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,234万1,000円とするものであります。

歳出につきましては、1款一般管理費において、令和3年度介護報酬改定等の制度改正に伴う介護保険システム改修費として198万円を追加補正するほか、2款保

険給付費につきましては、今年度の給付実績に基づき高額介護サービス費517万円を追加補正するものであります。また、歳入歳出差引きにより歳入超過となるため、5款基金積立金において、介護給付費準備基金積立金731万9,000円を追加補正するものであり、以上が歳出の主なものであります。

歳入につきましては、歳出における保険給付費の追加補正に対する国・県支出金、支払基金交付金、介護給付費繰入金などのルール分としてそれぞれ追加補正するものであります。また、国庫補助金におきましては、システム改修事業費補助金145万7,000円を追加補正するほか、保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金の額の決定に伴い、合わせて850万9,000円を追加補正するものであります。

以上が歳入の主なものであります。

議案第100号「令和2年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,447万5,000円とするものであります。

歳出につきましては、1款わたり温泉鳥の海管理費において施設内の外気処理空調機のダクト等に経年劣化による腐食が生じていることから、修繕料171万7,000円を追加補正するほか、屋外源泉設備に消毒装置を設置する工事費として132万円を追加補正するものであります。

歳入につきましては、歳出における施設整備の財源として、4款一般会計繰入金303万7,000円を追加補正するほか、6款諸収入において消費税還付金51万9,000円を追加補正するものが主なものであります。

議案第101号「令和2年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ334万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,693万8,000円とするものであります。

歳出につきましては、1款一般管理費において職員手当等の増額及び所得税法改正に伴うシステム改修費として93万7,000円を追加補正するほか、2款後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、保険料負担金240万6,000円を追加補正するものであります。

歳入につきましては、3款繰入金において、事務費繰入金93万7,000円を追加補

正するとともに、額の確定に伴い4款保険料繰越金240万6,000円を追加補正するものであります。

議案第102号「令和2年度亘理町公共下水道事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

予算第3条に定めた収益的収入につきまして、確定申告に係る消費税還付金及び還付加算金として975万8,000円を増額し、総額を12億51万9,000円とするものであります。また、収益的支出につきましては、荒浜雨水ポンプ場における電気料及び人事異動に伴う職員手当の増額、企業債利息の減額を合わせて169万6,000円を増額し、総額を9億4,410万4,000円とするものであります。

予算第4条に定めた資本的収入につきましては、企業債の増額と国庫補助金の減額を合わせて2,000万円を増額し、総額を8億6,704万2,000円とするとともに、資本的支出につきましては、人事異動に伴う職員手当の増額や雨水路補修工事費等として建設改良費2,670万8,000円を増額し、総額を10億9,688万1,000円とするものであります。

議案第103号から第117号までの「農業委員会委員の任命について」につきまして、令和3年1月28日をもって農業委員会の委員が任期満了となることに伴い、新たな農業委員会の委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第18号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成30年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その3）工事において、現場精査の結果、工事内容の一部変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により令和2年11月13日に専決処分したものであります。

報告第19号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、令和元年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その3）工事において、現場精査の結果、工事内容の一部変更に伴う工事費の減額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により令和2年11月13日に専決処分をしたものであります。

報告第20号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、

令和2年度旧庁舎・保健センター解体整地工事において、工事内容の一部変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により令和2年11月16日に専決処分したものであり、報告第18号から報告第20号まで3件の報告案件について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会へ報告するものであります。

以上、提出議案等についての概要説明を終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 提出議案の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時40分 散会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 鈴木 高行

署名議員 熊田 芳子